

復興の道しるべ

③

「災害直後の72時間を生き延びた後、何に困り、何が必要となるのか」。7月末、神奈川大横浜キャンパス。防災に関心のある会場の人たちに向かって、弁護士岡本正(36)が問い掛けた。地震や津波から命を守る上で欠かせない耐震化や避難、備蓄。そして、災害が起きても事業や活動が途絶えないようにする「事業継続計画(BCP)」。

法律相談

被災地に駆け付け、震災後すぐに始まった無料法律相談。岡本はそのデータベース化を日弁連に進言し、自らその役割を担った。1年間で寄せられた相談件数は4万件余り。被災各県の弁護士会から送られてくる相談票一枚一枚に目を通し、パソコンで入力する日々が続いた。

「家がなくなり、貯金もほぼない。当面の生活費はどうしたらいいのかわからない」。日常的な法律相談の区分を参考に「不動産所有権」「預金・株等の流動資産」「境界」など20余りの項目に分類。さらに

生き抜く知恵伝え

べき重要な課題がある」波で流された。リース料の支払いが迫っている。岡本がそう思い至ったのは、法律家として東日本大震災に向き合ったからだ。

支援のため弁護士が被災隣トリアル。被災を機に抱え込んだ悩みや苦しみを打ち明ける人々。その苦しい胸の内は、メディアで報じられるような悲劇の物語とは異なり、誰もが直面しうる被災の現実だった。

「命を守っても、それで終わりにしない。その先に生活再建の課題が重くのしかかってくる」と岡本は気付く。「相談から浮かんだ被災者の法的ニーズを視覚化すれば、支援に役立つはずだ」

市町村別に目を凝らしていくと、「内陸と沿岸、あるいは都市の規模などで異なる法的ニーズの実態が見えてきた」。

例えば、岩手県陸前高田市は「比較的新しい家がが多く、命は助かったが、住宅ローンで押しつぶされそうだという若い世代からの相談が目立った」。岡本はこれを「都市津波型」と名付けた。

借家や相隣関係の相談が突出していた仙台市青葉区は「都市地震型」。内陸のため浸水はしていないが、揺れて被災した借家の修理をめぐるトラブルや落ちた瓦が隣家に与えた被害に関する相談



被災とは何か。事例を挙げて説く岡本さん
=7月31日、神奈川大横浜キャンパス

が多数を占めた。「命に関わる問題ではないものの、紛争相手が近所の人。法廷に持ち込むのはなじまない」と岡本。一樣でない解決手段のノウハウもまた、次に生かすべき備えといえた。

「津波の映像を見ると、とばかりが学びではない。災害が起きると、生活が壊れる。その姿をイメージし、役立つ知恵や知識を身に付けておくことが防災の近道になる」。岡本はそれを「災害復興法学」と名付け、提唱している。

|| 敬称略
(渡辺 渉)